

転校の手続きについて

転校の手続きは次のようになります。
積立金等の清算をしますので、引越しが決まりましたら早めに学級担任または事務室までお知らせください。

引越しされるとき

① 豊中市以外の市町村への引越しの場合

② 豊中市内での引越しの場合

豊中市役所に住民異動（転出）の届を出します。

住民異動の届の受付は
転居日の2週間前から

引越し完了後
転居当日から15日以内に届けます。
事前届出はできません。

豊中市役所発行
「転出証明書」 → 転出先の市町村へ
「転退学通知書」 → 第一中学校へ

豊中市役所発行
「転退学通知書」 → 第一中学校へ
「転入学通知書」 → 転出先の学校へ提出

「在学証明書」と「教科書給与証明書」を第一中学校から発行します。

転居先の市役所で住民異動の届の手続き
「転出証明書」 → 転居先の市役所へ

転居先の市役所発行
「転入学通知書」 → 転出先の学校へ

「転入学通知書」と、学校が発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」を
転出先の学校に提出します。